中小企業等外国出願支援事業に係る補助金交付の流れ

一般社団法人
長崎県発明協会

(一社)長崎県発明協会	中小企業者(申請者)	手続き内容等の説明
②申請受付・選定委員会	①補助金交付申請(様式1) ＋ ○弁理士等活用の場合は協力承諾(様式1－1の別紙) ○役員等名簿(様式1－1の別添)	①申請書様式は、1-1と1-2がありますので、いずれか該当する方を使用する ※申請期限:令和5年6月23日
③補助対象企業等の決定	③補助金交付決定通知(様式2) ※交付決定前に着手された手続きについては、本補助金の対象にはなりませんのでご注意ください。	
	○事業の変更、中止・廃止等に伴う申請や届出(様式3、4) ○変更承認等	○様式3、4は、事業の変更、中止・廃止等が生じた場合等に提出する ※採択された内容と異なる出願を行う場合は必ず事前にご相談ください。
	○弁理士等による外国出願の実行 ○弁理士等へ経費の支払い	
⑤実績報告内容の審査・調査	④実績報告書の提出(様式6)(外国出願完了後) ＋ ○弁理士等活用の場合は証明書(様式6の別紙)	④様式6はすべての出願経費の支払いを終えてから提出する ※提出期限:令和6年2月9日 事前にデータでの確認をしておりますので、必ずご提出ください。
⑥補助金額の確定	⑥補助金の額の確定通知	
	⑦補助金請求書の提出(様式7)	⑦様式7は補助金の額の確定通知を受領後に提出する
⑧補助金支払い決定	⑧補助金の支払い	
	⑨査定結果報告書の提出(様式9)	⑨様式9は外国特許庁からの査定状況を5月末日までに報告する

※ 関係書類は、すべて会計検査の対象となります。補助対象経費がわかるようにして、事業終了後5年間保管してもらう必要があります。